

宇土市新庁舎建設に伴うネットワーク構築事業設計等業務委託

<公募型プロポーザル仕様書>

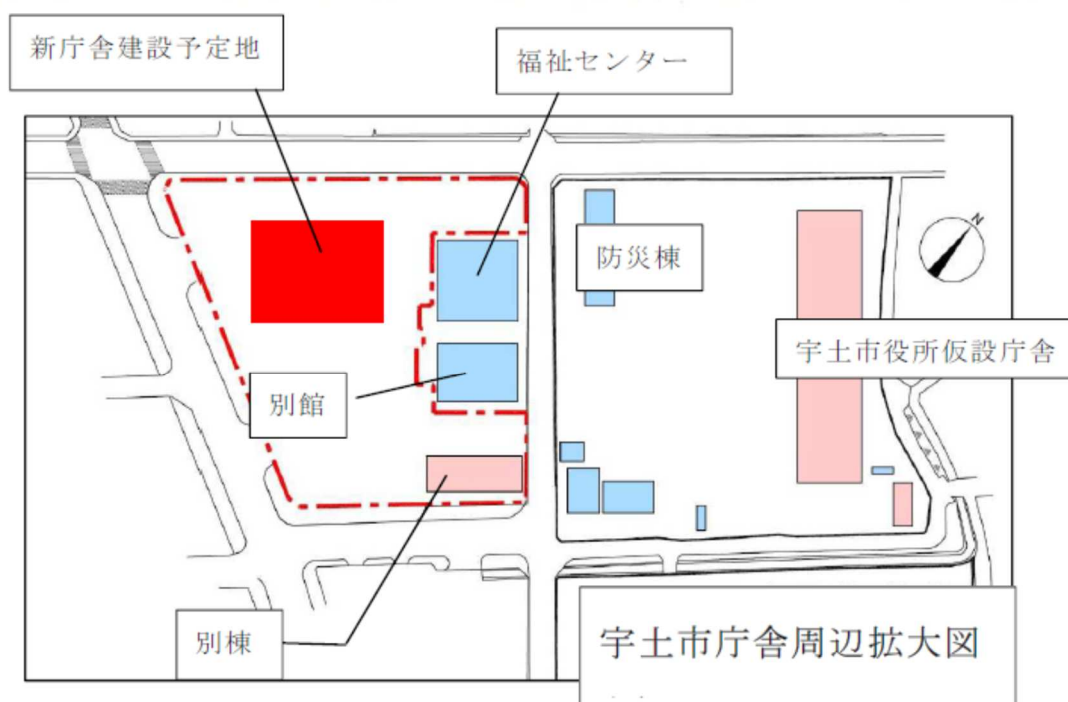
令和2年11月

宇土市企画部まちづくり推進課

1 基本方針

宇土市では、令和5年度に新庁舎の供用開始を予定しており、これに併せて新庁舎内ネットワークの構築を行う予定である。

本業務では、現宇土市庁舎（仮設庁舎、別棟、教育委員会、防災棟、別館、福祉センター）イントラネットワーク、外部接続ネットワーク、拠点間接続ネットワークに関して現状調査・分析及び課題の抽出を行い、新庁舎イントラネットワークの構築に向けた要件定義、基本設計及びその他必要な資料等について作成を行う。



2 業務内容

(1) 本業務では、新庁舎に新たなネットワークを構築するに当たり、下記業務を調達範囲とする。

- ア 現庁舎内イントラネットワーク、外部接続ネットワーク、拠点間接続ネットワークに関する現状調査・分析及び要件定義業務
- イ 新庁舎イントラネットワーク構築に関する設計業務
- ウ 外部接続及び拠点間接続のネットワーク接続設計業務

(2) 現状調査・分析・要件定義業務

- ア 現庁舎等（仮庁舎、別棟、教育委員会、防災棟、別館、福祉センター）のイントラネットワーク、外部接続ネットワーク、拠点間接続ネットワークに関して現状調査・分析を実施し、課題の抽出を行うこと。
- イ 現状調査・分析の際は、各課で個別に契約する通信回線や業務システム、個別に設置するサーバ等の機器についても漏れなく確認し、各課及び担当部署と協議の上、統

廃合について検討を行うこと。

ウ 課題抽出については、現庁舎等の各セグメントにおける有線/無線 LAN 及びネットワーク機器、IP 電話機器、イントラネットワークで稼働する全ての業務サーバ、各課が個別で契約する通信回線及び機器を対象とする。その際は外部接続ネットワーク、拠点間接続ネットワークについても考慮した上で課題を抽出すること。

エ 現状調査・分析の結果抽出された課題をもとに、要件定義を行うこと。その際は総務省が定める「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」への対応や市の要望等についても十分に考慮した上で行うこと。

オ 様々な観点（セキュリティ面、費用面、運用面など）から機能比較を行い、新庁舎イントラネットワークが備えるべき要件としてまとめること。

カ 現在の機器構成などを含む管理資料については事前に提供するが、不明な点がある場合は必要に応じて現庁舎及び出先機関における現地調査を行うこと。

(3) 設計業務

ア 現状調査・分析・課題抽出の結果作成した要件定義書をもとに、新庁舎イントラネットワークの基本設計を実施すること。その際は外部接続ネットワーク、拠点間接続ネットワークを含めた全体的な構成についても十分な検討を行うこと。

イ 費用面、運用面等についても考慮し、実現可能な設計を行うこと。

ウ 基本設計をもとに候補となる機器を選定し、仕様設計を明確にすること。また、必要な機器台数及び設置予定場所において必要となる電源容量、スペース等についても算出すること。

エ LAN 配線については、要件定義書をもとに適切なケーブル規格を選定し、敷設区間および本数等を明確にして基本設計に含めること。

オ 新庁舎ネットワーク構築に必要な費用、作業工程、構築スケジュールを算出すること。

カ 運用開始後に想定される作業や障害対応等の事柄を明確にし、保守・運用に関する設計及び掛かる費用の算出を行うこと。

キ LAN 配線及び電源、空調等の新庁舎設備に関連するものは市側で準備を行うので、設計する上で必要な情報については漏れなく提供すること。

ク その他、必要に応じて関連資料等の作成支援を行うこと。

3 実施期間

契約締結から令和 3 年 7 月 30 日までとする。

4 成果物と納入期限

成果物及び納入期限については、下記表の通りとする。なお成果物の詳細については「7 委託作業における詳細要件」を参照すること。

業務フェーズ	成果物	納入期限
現状調査・分析及び要件定義業務	要件定義書	令和3年2月末日
設計業務	設計書一式	令和3年6月末日
業務完了報告	業務完了報告書	令和3年7月末日

5 履行場所

宇土市役所及び受託者の事業所

6 本業務のスケジュール（案）

※スケジュールは下表を基に受託業者と協議して決定する。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
現状調査・分析	←→						
要件定義	←→						
各種設計業務			←→				
各種資料作成			←→				
最終報告							←→

7 委託作業における詳細要件

(1) 現状調査分析・要件定義業務

受託者は、現状調査・分析・課題の抽出を行い、現庁舎等のイントラネットワークの構成や課題等を明確に示した後、新庁舎イントラネットワークが備えるべき要件等を定義する。

成果物	内容
要件定義書	現状調査・分析・課題抽出の結果をもとに新庁舎イントラネットワークが備えるべき要件（接続要件、性能要件、信頼性要件、運用性要件、セキュリティ要件等）を明確にした資料。

(2) 設計業務

要件定義書を基に最適かつ実現可能なネットワーク設計を実施すること。設計内容を基に新庁舎ネットワーク構築に係る費用を算出し、構築スケジュール、保守・運用に関する資料を作成すること。

成果物	内容
設計書一式	<p>設計書一式には下記の内容を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部接続及び拠点間接続ネットワークに関する接続設計書 ・ 調達機器一覧表 ・ 新庁舎イントラネットワークの物理構成及び論理構成図 ・ 新庁舎内 LAN 配線図

	<ul style="list-style-type: none"> ・運用保守に関する設計書 ・調達, 構築, 保守, 運用に係る費用見積書 ・作業工程, 構築スケジュール ・その他必要に応じて作成した資料
--	--

(3) 業務完了報告

全行程完了後に業務完了報告書を作成し, 業務完了報告会を行うこと。この業務完了報告会の完了をもって本業務の完了とする。

成果物	内容
業務完了報告書	各業務で作成した成果物を基に, 報告書を作成し提出すること。

8 委託業務遂行に関する要件

(1) プロジェクト実施体制に関する要件

- ア 本業務遂行に当たり, 受託者は本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- イ 実施体制図を提出すること。
- ウ 外部組織, 協力会社などが存在する場合, その関係, 役割, 作業分担, 責任範囲, 指揮系統を明確にすること。
- エ 本業務を遂行するために, プロジェクトマネージャーを1名割り当てること。
- オ プロジェクト要員を配置すること。その際は要員の情報(役割情報, プロフィール情報, スキル情報, 経験情報)を明確にすること。
- カ 新庁舎建設に係る庁内及び庁舎建設請負業者等と会議を行う際, 本市が出席を要請した場合は出席し, 助言, 説明を行うこと。
- キ 本業務におけるプロジェクト組織の管理方法, 組織間, 組織内のコミュニケーション管理方法についてあらかじめ市と合意すること。

(2) 報告に関する要件

- ア 受託者は, 本業務の実施スケジュール等に十分配慮し, 適宜, 会議等にて本市に説明・報告を行うこと。

(3) 機密保持に関する要件

- ア 受託者は本業務の履行に関し, 市から取得した資料を含め契約上知り得た情報を本業務以外で使用しないこと。また, 第三者に開示・提供しないこと。
- イ 受託者は市の許可なく関係資料及び情報を指定された場所から持ち出し, 或いは複写・複製をしないこと。
- ウ 受託者は関係資料や情報の盗難, 毀損, 汚損が生じた場合, 又は漏洩, 紛失等の事故が発生した場合は直ちに市へ報告すること。
- エ 市が提供・開示する情報・資料については原則貸与とする。本業務が完了したとき, または市から返還の要求があったときは市の指示に従い, 直ちに返還, 廃棄及び削除

を行うものとする。

9 本委託業務の納品

- (1) 本仕様書で示す成果物について、「4 成果物と納入期限」に示す期限までに納品すること。成果物は紙媒体及び電磁的記録媒体により作成し、紙媒体を1部、電磁的記録媒体を1部納品すること。
- (2) 成果物は、内容について市から承認を受けたものを納品すること。
- (3) その他、本業務の実施にあたり市が求める資料等については協議を行った上、成果物として納品すること。

10 現庁舎等のイントラネットワークの状況

現時点(令和2年11月1日時点)での宇土市庁内ネットワークの状況について下記に記載する。新庁舎建設に伴う新庁舎イントラネットワーク構築の際に廃止、統合及び新規導入されるシステムやネットワークがあることに留意すること。

庁内ネットワークとして構築しているネットワーク

- (1) 個人番号利用事務系ネットワーク
- (2) LGWAN 接続系ネットワーク
- (3) インターネット接続系ネットワーク (県セキュリティクラウドへ接続)
- (4) シンククライアント接続系ネットワーク
- (5) プリンタ接続系ネットワーク
- (6) IP 電話ネットワーク
- (7) 住基ネットシステムネットワーク
- (8) 戸籍・コンビニ交付用ネットワーク
- (9) 戸籍システムネットワーク
- (10) 国保連合会ネットワーク
- (11) 後期広域連合ネットワーク
- (12) 県防災情報ネットワークシステム
- (13) 行政防災無線ネットワーク
- (14) 水道料金システムネットワーク

11 新庁舎建設等の概要等 (参考資料)

(1) 新庁舎

- | | |
|------------|-----------------|
| ア 構造：RC 造 | 一部議場屋根のみ S 造 |
| | 一部プレストレスコンクリート造 |
| イ 階数：地上 4F | 塔屋 1 階 |

主な諸室：1～4階 執務室

1階 市民交流スペース

4階 議場 議会諸室 議員控室

屋上階 電気室 機械室

ウ 延床面積：7,499.51㎡（車庫・駐輪場含む）

エ 建築面積：3,044.97㎡（車庫・駐輪場含む）

オ 令和5年2月竣工予定

カ 令和5年5月全館供用開始予定

キ 参考：宇土市庁舎基本設計（概要版）

<https://www.city.uto.lg.jp/q/aview/373/18247.html>

(2)新庁舎の平面図（案）

上記URLを参照すること。

12 留意事項

- (1)まちづくり推進課からの問合せ等に対応できるように、業務担当者が直接対応可能な専用電話窓口を設置すること。
- (2)対応した業務については、内容や経過等を記録し、まちづくり推進課へ書面にて定期報告を行うこと。また、必要に応じて随時の報告（書面，口頭は問わない。）を行うこと。
- (3)業務担当者は、新庁舎建設に伴うネットワーク構築事業設計等に関する知識，経験及び資格等を有すること。

13 その他

- (1)事業者は本業務を行うに当たり、体制図及び担当者名簿をまちづくり推進課へ提出すること。
- (2)本仕様書に定めのない事項，又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議によりその解決を図るものとする。